

放送法における主な改正部分の対照表

現在の条文	新放送法案
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律及びこの法律に基づく命令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。</p> <p>一 「放送」とは、公衆によつて直接受信されることを目的とする<u>無線通信の送信をいう。</u></p> <p>一の二 「国内放送」とは、国内において受信されることを目的とする放送であつて、<u>受託国内放送以外のものをいう。</u></p> <p>一の三 「<u>受託国内放送</u>」とは、他人の委託により、その放送番組を国内において受信されることを目的としてそのまま送信する放送であつて、人工衛星の無線局又は移動受信用地上放送をする無線局により行われるものをいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 (同左)</p> <p>一 「放送」とは、公衆によつて直接受信されることを目的とする<u>電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。）の送信（他人の電気通信設備（同条第二号に規定する電気通信設備をいう。以下同じ。）を用いて行われるものを含む。）をいう。</u></p> <p>二 「<u>基幹放送</u>」とは、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定により放送をする無線局に専ら又は優先的に割り当てられるものとされた周波数の電波を使用する放送をいう。</p> <p>三 「<u>一般放送</u>」とは、<u>基幹放送以外の放送をいう。</u></p> <p>四 「国内放送」とは、国内において受信されることを目的とする放送をいう。</p>

現在の条文	新放送法案
<p>二 「国際放送」とは、外国において受信されることを目的とする放送であつて、<u>中継国際放送及び受託協会国際放送</u>以外のものをいう。</p> <p>二の二 「邦人向け国際放送」とは、国際放送のうち、邦人向けの放送番組を<u>放送する</u>ものをいう。</p> <p>二の二の二 「外国人向け国際放送」とは、国際放送のうち、外国人向けの放送番組を<u>放送する</u>ものをいう。</p> <p>二の二の三 「中継国際放送」とは、外国放送事業者（外国において放送事業を行う者をいう。以下同じ。）<u>の委託により、その放送番組を外国において受信されることを目的としてそのまま送信する</u>放送をいう。</p> <p>二の二の四 「<u>受託協会国際放送</u>」とは、日本放送協会（以下「協会」という。）<u>の委託により、その放送番組を外国において受信されることを目的としてそのまま送信する</u>放送であつて、人工衛星の無線局により行われるものをいう。</p> <p>二の二の五 「<u>受託内外放送</u>」とは、他人の委託により、その放送番組を国内及び外国において受信されることを目的として<u>そのまま送信する</u>放送であつて、人工衛星の無線局により行われるものをいう。</p>	<p>五 「国際放送」とは、外国において受信されることを目的とする放送であつて、<u>中継国際放送及び協会国際衛星放送</u>以外のものをいう。</p> <p>六 「邦人向け国際放送」とは、国際放送のうち、邦人向けの放送番組の<u>放送をする</u>ものをいう。</p> <p>七 「外国人向け国際放送」とは、国際放送のうち、外国人向けの放送番組の<u>放送をする</u>ものをいう。</p> <p>八 「中継国際放送」とは、外国放送事業者（外国において放送事業を行う者をいう。以下同じ。）<u>により外国において受信されることを目的として国内の放送局を用いて行われる</u>放送をいう。</p> <p>九 「<u>協会国際衛星放送</u>」とは、日本放送協会（以下「協会」という。）<u>により外国において受信されることを目的として基幹放送局（基幹放送をする無線局をいう。以下同じ。）又は外国の放送局を用いて行われる放送（人工衛星の放送局を用いて行われるものに限る。）</u>をいう。</p> <p>十 「邦人向け協会国際衛星放送」とは、協会国際衛星放送のうち、邦人向けの放送番組の<u>放送をする</u>ものをいう。</p> <p>十一 「<u>外国人向け協会国際衛星放送</u>」とは、協会国際衛星放送のうち、外国人向けの放送番組の<u>放送をする</u>ものをいう。</p> <p>十二 「<u>内外放送</u>」とは、国内及び外国において受信されることを目的とする<u>放送</u>をいう。</p>

現在の条文	新放送法案
<p>二の二の六 「<u>移動受信用地上放送</u>」とは、自動車その他の陸上を移動するものに設置して使用し、又は携帯して使用するための受信設備により受信されることを目的とする<u>放送であつて、人工衛星の無線局以外の無線局により行われるものをいう。</u></p> <p>二の三～三（略）</p>	<p>十三 「<u>衛星基幹放送</u>」とは、人工衛星の放送局を用いて行われる<u>基幹放送をいう。</u></p> <p>十四 「<u>移動受信用地上基幹放送</u>」とは、自動車その他の陸上を移動するものに設置して使用し、又は携帯して使用するための受信設備により受信されることを目的とする<u>基幹放送であつて、衛星基幹放送以外のものをいう。</u></p> <p>十五 「<u>地上基幹放送</u>」とは、<u>基幹放送であつて、衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送以外のものをいう。</u></p> <p>十六～二十（略。条項は繰り下げ）</p> <p>二十一 「<u>認定基幹放送事業者</u>」とは、第九十三条第一項の認定を受けた者をいう。</p> <p>二十二 「<u>特定地上基幹放送事業者</u>」とは、電波法の規定により自己の地上基幹放送の業務に用いる放送局（以下「<u>特定地上基幹放送局</u>」という。）の免許を受けた者をいう。</p> <p>二十三 「<u>基幹放送事業者</u>」とは、認定基幹放送事業者及び特定地上基幹放送事業者をいう。</p> <p>二十四 「<u>基幹放送局提供事業者</u>」とは、電波法の規定により基幹放送局の免許を受けた者であつて、当該基幹放送局の無線設備及びその他の電気通信設備のうち総務省令で定めるものの総体（以下「<u>基幹放送局設備</u>」という。）を認定基幹放送事業者の基幹放送の業務の用に供するものをいう。</p>

現在の条文	新放送法案
<p><u>三の二 「放送事業者」とは、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定により放送局（受信障害対策中継放送（同法第五条第五項に規定する受信障害対策中継放送をいう。以下同じ。）を行うものを除く。）の免許を受けた者、委託放送事業者及び第九条第一項第二号に規定する委託国内放送業務又は委託協会国際放送業務を行う場合における協会をいう。</u></p> <p><u>三の三 「一般放送事業者」とは、協会及び放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園（以下「学園」という。）以外の放送事業者をいう。</u></p> <p><u>三の四 「受託放送事業者」とは、電波法の規定により受託国内放送、受託協会国際放送又は受託内外放送（以下「受託放送」と総称する。）をする無線局の免許を受けた者をいう。</u></p> <p><u>三の五 「委託放送事業者」とは、委託放送業務（電波法の規定により受託国内放送又は受託内外放送をする無線局の免許を受けた者に委託して放送番組を放送させる業務をいう。以下同じ。）に関し、第五十二条の十三第一項の認定を受けた者をいう。</u></p>	<p><u>二十五 「一般放送事業者」とは、第二百二十六条第一項の登録を受けた者及び第三百三十三条第一項の規定による届出をした者をいう。</u></p> <p><u>二十六 「放送事業者」とは、基幹放送事業者及び一般放送事業者をいう。</u></p>

現在の条文	新放送法案
<p><u>三の六 「委託協会国際放送業務」とは、協会が電波法の規定により受託協会国際放送をする無線局の免許を受けた者又は受託協会国際放送をする外国の無線局を運用する者に委託してその放送番組を放送させる業務をいう。</u></p> <p><u>三の七 「邦人向け委託協会国際放送業務」とは、委託協会国際放送業務のうち、邦人向けの放送番組を放送させるものをいう。</u></p> <p><u>三の八 「外国人向け委託協会国際放送業務」とは、委託協会国際放送業務のうち、外国人向けの放送番組を放送させるものをいう。</u></p> <p><u>四 「放送番組」とは、放送をする事項（その放送が受託放送であるときは、委託して放送をさせる事項）の種類、内容、分量及び配列をいう。</u></p> <p><u>五～六（略）</u></p>	<p><u>二十七 「放送番組」とは、放送をする事項の種類、内容、分量及び配列をいう。</u></p> <p><u>二十八～二十九（略。条項は繰り下げ）</u></p>

現在の条文	新放送法案
<p>(目的)</p> <p>第七条 協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による<u>国内放送</u>を行い又は当該放送番組を委託して放送させるとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び委託協会国際放送業務を行うことを目的とする。</p> <p>(業務)</p> <p>第九条 協会は、<u>第七条</u>の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 次に掲げる放送による<u>国内放送</u>を行うこと。</p> <p>イ 中波放送</p> <p>ロ 超短波放送</p> <p>ハ テレビジョン放送</p> <p>二 <u>テレビジョン放送による委託放送業務(受託国内放送をする無線局の免許を受けた者に委託して放送番組を放送させるものに限る。以下「委託国内放送業務」という。)を行うこと。</u></p> <p>三 放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行うこと。</p> <p>四 邦人向け国際放送及び外国人向け国際放送を行うこと。</p> <p>五 邦人向け委託協会国際放送業務及び外国人向け委託協会国際放送業務を行うこと。</p>	<p>(目的)</p> <p>第十五条 協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による<u>国内基幹放送</u>(国内放送である基幹放送をいう。以下同じ。)を行うとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び協会国際衛星放送を行うことを目的とする。</p> <p>(業務)</p> <p>第二十条 協会は、<u>第十五条</u>の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 次に掲げる放送による<u>国内基幹放送(特定地上基幹放送局を用いて行われるものに限る。)</u>を行うこと。</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ (同左)</p> <p>ハ (同左)</p> <p>二 <u>テレビジョン放送による国内基幹放送(電波法の規定により協会以外の者が受けた免許に係る基幹放送局を用いて行われる衛星基幹放送に限る。)</u>を行うこと。</p> <p>三 (同左)</p> <p>四 (同左)</p> <p>五 邦人向け協会国際衛星放送及び外国人向け協会国際衛星放送を行うこと。</p>

現在の条文	新放送法案
<p>2 協会は、前項の業務のほか、<u>第七条</u>の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。</p> <p>一 前項第四号の国際放送の放送番組の外国における送信を外国放送事業者<u>に委託する場合に必要と認めるときにおいて、当該外国放送事業者との間の協定に基づきその者に係る中継国際放送を行うこと。</u></p> <p>二 協会が放送した放送番組及びその編集上必要な資料（これらを編集したものを含む。次号において「既放送番組等」という。）を電気通信回線を通じて一般の利用に供すること（<u>放送及び有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第二条第一項に規定する有線放送に該当するものを除く。</u>）。</p> <p>三 既放送番組等を、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者に提供すること。</p> <p>四 放送番組及びその編集上必要な資料を外国放送事業者<u>又は外国有線放送事業者（外国において有線放送（公衆によつて直接受信されることを目的とする有線電気通信の送信をいう。）の事業を行う者をいう。以下同じ。）</u>に提供すること（前号に掲げるものを除く。）。</p> <p>五～八 （略）</p> <p>3～6 （略）</p> <p>7 協会は、<u>外国人向け委託協会国際放送業務</u>を行うに当たっては、その全部又は一部をテレビジョン放送によるものとしなければならない。</p>	<p>2 協会は、前項の業務のほか、<u>第十五条</u>の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。</p> <p>一 前項第四号の国際放送の放送番組の外国における送信を外国放送事業者に係る放送局を用いて行う場合に必要と認めるときにおいて、当該外国放送事業者との間の協定に基づき<u>基幹放送局をその者に係る中継国際放送の業務の用に供すること。</u></p> <p>二 協会が放送した放送番組及びその編集上必要な資料（これらを編集したものを含む。次号において「既放送番組等」という。）を電気通信回線を通じて一般の利用に供すること（放送に該当するものを除く。）。</p> <p>三 （同左）</p> <p>四 放送番組及びその編集上必要な資料を外国放送事業者に提供すること（前号に掲げるものを除く。）。</p> <p>五～八 （略）</p> <p>3～6 （略）</p> <p>7 協会は、<u>外国人向け協会国際衛星放送</u>を行うに当たっては、その全部又は一部をテレビジョン放送によるものとしなければならない。</p>

現在の条文	新放送法案
<p>8～10（略）</p> <p>11 協会は、<u>放送受信用機器若しくはその真空管又は部品</u>を認定し、<u>放送受信用機器</u>の修理業者を指定し、その他いかなる名目であつても、無線用機器の製造業者、販売業者及び修理業者の行う業務を規律し、又はこれに干渉するような行為をしてはならない。</p> <p>（経営委員会の権限等）</p> <p>第十四条（略）</p> <p>一・二（略）</p> <p>2 経営委員会は、その職務の執行を委員に委任することができない。</p> <p>3（略）</p> <p>（経営委員会の組織）</p> <p>第十五条 経営委員会は、委員十二人をもつて組織する。</p> <p>2～4（略）</p>	<p>8～10（略）</p> <p>11 協会は、<u>基幹放送の受信用機器又はその部品</u>を認定し、<u>基幹放送の受信用機器</u>の修理業者を指定し、その他いかなる名目であつても、無線用機器の製造業者、販売業者及び修理業者の行う業務を規律し、又はこれに干渉するような行為をしてはならない。</p> <p>（経営委員会の権限等）</p> <p>第二十九条（略）</p> <p>一・二（略）</p> <p>2 経営委員会は、その職務の執行を委員<u>又は会長</u>に委任することができない。</p> <p>3（略）</p> <p>4 <u>第一項第一号ロ、ハ（7）、タ（役員の報酬及び退職金の支給の基準並びに役員の服務に関する準則に限る。）及びレに掲げる事項に係る議決は、経営委員会の出席委員の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。</u></p> <p>（経営委員会の組織）</p> <p>第三十条 経営委員会は、委員十二人<u>及び会長</u>をもつて組織する。</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 <u>前項に規定する委員長の職務を代行する者の選任は、経営委員会の出席委員の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。</u></p>

現在の条文	新放送法案
<p>(委員の任命)</p> <p>第十六条 (略)</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 放送用の送信機若しくは放送受信用の受信機の製造業者若しくは販売業者又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わずこれと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下この条において同じ。)若しくはその法人の議決権の十分の一以上を有する者<u>(任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。)</u></p> <p>六 放送事業者<u>(受託放送事業者を除く。)</u>、<u>電気通信役務利用放送事業者、第五十二条の六の二第二項(電気通信役務利用放送法第十五条において準用する場合を含む。)</u>に規定する有料放送管理事業者、<u>第五十二条の三十一</u>に規定する認定放送持株会社若しくは新聞社、通信社その他ニュース若しくは情報の頒布を業とする事業者又はこれらの事業者が法人であるときはその役員若しくは職員若しくはその法人の議決権の十分の一以上を有する者</p> <p>七 (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>(委員の任命)</p> <p>第三十一条 (略)</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 放送用の送信機若しくは放送受信用の受信機の製造業者若しくは販売業者又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わずこれと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下この条において同じ。)若しくはその法人の議決権の十分の一以上を有する者</p> <p>六 放送事業者、<u>第一百五十二条第二項</u>に規定する有料放送管理事業者、<u>第一百六十条</u>に規定する認定放送持株会社若しくは新聞社、通信社その他ニュース若しくは情報の頒布を業とする事業者又はこれらの事業者が法人であるときはその役員若しくは職員若しくはその法人の議決権の十分の一以上を有する者</p> <p>七 (略)</p> <p>4 (略)</p>

現在の条文	新放送法案
<p>(経営委員会の運営)</p> <p>第二十二條の二 (略)</p> <p>3 会長は、三箇月に一回以上、自己の職務の執行の状況並びに<u>第十二條</u>の苦情その他の意見及びその処理の結果の概要を経営委員会に報告しなければならない。</p> <p>4 <u>会長は、経営委員会の要求があつたときは、経営委員会に出席し、経営委員会が求めた事項について説明をしなければならない。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>(議決の方法等)</p> <p>第二十三條 経営委員会は、委員長又は<u>第十五條第四項</u>に規定する委員長の職務を代行する者及び六人以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。</p> <p>2 経営委員会の議事は、別に規定するもの<u>の外</u>、<u>出席委員の過半数</u>をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。</p> <p>3 <u>会長は、経営委員会に出席し、意見を述べることができる。</u></p> <p>(監査委員会の設置等)</p> <p>第二十三條の三 (略)</p>	<p>(経営委員会の運営)</p> <p>第三十九條 (略)</p> <p>3 会長は、三箇月に一回以上、自己の職務の執行の状況並びに<u>第二十七條</u>の苦情その他の意見及びその処理の結果の概要を経営委員会に報告しなければならない。</p> <p>(削除)</p> <p>4 (略。条項は繰り上げ)</p> <p>(議決の方法)</p> <p>第四十條 経営委員会は、委員長又は<u>第三十條第四項</u>に規定する委員長の職務を代行する者及び六人以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。</p> <p>2 経営委員会の議事は、別に規定するもの<u>のほか</u>、<u>出席者の過半数</u>をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。</p> <p>(削除)</p> <p>(監査委員会の設置等)</p> <p>第四十二條 (略)</p> <p>4 <u>前項の任命は、経営委員会の出席委員の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。</u></p>

現在の条文	新放送法案
<p>第二十七条 (略)</p> <p>4 会長、副会長及び理事の任命については、<u>第十六条第三項の規定を準用する。この場合において、同項第六号中「放送事業者(受託放送事業者を除く。)、電気通信役務利用放送事業者、第五十二条の六の二第二項(電気通信役務利用放送法第十五条において準用する場合を含む。)</u>に規定する有料放送管理事業者、<u>第五十二条の三十一に規定する認定放送持株会社若しくは新聞社」とあるのは「新聞社」と、「十分の一以上を有する者」とあるのは「十分の一以上を有する者(任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。)</u>と、同項第七号中「役員」とあるのは「役員(任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。)と読み替えるものとする。</p> <p>第二十九条 (略)</p> <p><u>2</u> (略)</p> <p>(受信契約及び受信料)</p> <p>第三十二条 (略)</p>	<p>第五十二条 (略)</p> <p>4 会長、副会長及び理事の任命については、<u>第三十一条第三項の規定を準用する。この場合において、同項第六号中「放送事業者、<u>第一百五十二条第二項に規定する有料放送管理事業者、第一百六十条に規定する認定放送持株会社若しくは新聞社」とあるのは、「新聞社」と読み替えるものとする。</u></u></p> <p>第五十五条 (略)</p> <p><u>2</u> <u>前項の会長又は監査委員の罷免は、経営委員会の出席委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。</u></p> <p><u>3</u> (略。条項は繰り下げ)</p> <p>(受信契約及び受信料)</p> <p>第六十四条 (略)</p> <p><u>4</u> <u>協会の放送を受信し、その内容に変更を加えないで同時にその再放送をする放送は、これを協会の放送とみなして前三項の規定を適用する。</u></p>